

Title	清水新著 『商法概要』
Sub Title	S. Shimizu : The outline of commercial law of Japan
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.9 (1954. 9) ,p.53- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540915-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

要求される。われわれ後進學徒は、このことを博士の著述によつて教えられることが大である。又破産法をはじめ勉強される學生諸君に對しては、一貫した著者の法學體系に立脚して、しかも複雑・難解な破産法を平易に説き、更に學問的興味をおぼえるようにまでしてくれるところの、教科書乃至參考書として、ぜひ本書を讀まれることをおすすめする次第である。(風間書房發行、定價三五〇圓)

(宮崎俊行)

清水 新著

『商法概要』

「美しいもの、眞實なるもの、善なるもの」といふような純粹の價值が、法の研究ことに商法の研究にとつて、どれほどのかかわりがあるものであろうか?」とは、本書序文の第一頁に、しかも著者の提出された第一の問題である。そして「商法もまた、實用的技術を超えて『學問』として研究される限りにおいては、研究の對象には當然に一の純粹價值が含まれている筈」であるから、「學問として嚴正」に理解して行きたい。これが著者の念願であり、本書の底を流れる眞髓である。

著者清水先生は、永年横濱國立大學經濟學部に於いて、商法の講義を擔當しておられるのであるが、右のような前提の下に又は基礎

の上に「學生の筆記の勞を軽減し、聽講が少しでもよけいに批判的になり得るユトリを持つために」教科書として書かれたのがこの「商法概要」である。現今の商法書は「概して實務家むきの詳細な解説書と、學生むきの理論的な概説書の中間にあつて、どつちつかずの中途はんばなものが多し」が、實務家用の本ならば「ゴテゴテとした理論はできるだけ切りつめて、詳細に解釋・運用に意を拂うべきもの」であり、學生に對しては「學問的論究を旨として、法律も判例もこれを根本的に批判する態度を強調しながら、且つ分量的考慮を十分に計算に入れ」てなされるべきである。よつて本書は「二兎を追つて一兎をも把え得ない愚を避け」て、學生の爲に書かれたもので、従つて學問的論究を第一義とするものとしてゐる。

本書は先ず「はしがき」「序文」の後、第一編に商法の基礎理論を、第二編には商法總則、第三編には商行爲、第四編には會社、第五編には有價證券を、三六六頁の中に平易に、しかも要領よく納めてある。ただ第三編商行爲中その第十章保險が、更に海商法について、如何なる理由あるにせよ、觸れられなかつたことは惜しまれてならない。

本書を詳細に互り紹介することは困難であり、後日に譲るとして、本書を通讀して感ぜられるのは、簡單な數語の中に、無限の深理を含みながら、而もそれが著者の非凡なる表現によつて平易に表明されていることである。「會社はその定款において定められた目的の範圍内においてのみ權利能力が認められるものであるかどうか(民法第四條の適用が肯定されるかどうか)については學說上争がある。會社の能力を、目的によつて制限することを根本的に否認す

る見解もあるが(田中誠二博士)、營利法人たる會社の活動領域の廣いこと、濫用の危険の大きいことなどを考慮して、民法第四三條の直接適用の有無、『目的の範圍内』なる語の擴張的解釋などよりも、むしろ會社はその本來の目的たる營利の目的の範圍内においてひろく一般的に權利能力を有し、定款所定の目的たる會社事業は單に内部的に會社機關の權限を制限するに止まるものと解する」(一四〇頁)。

「合併の本質に關しては異論が多い。しかし問題の焦點は、合併契約の當事者は會社であつて各社員ではないということ、複数の會社が合體して一會社とすることが合併契約の目的であるということ、合併の要素は財産の包括承繼と社員の收容であることなどであり、これらの諸點に着眼すれば、要するに合併は二箇以上の會社がその對内的の法律關係と對外的法律關係とを一體化するものであり、對内的法律關係の一體化によつて社員の收容を生じ、對外的法律關係の一體化によつて財産の包括承繼を生ずるものである」(一四五頁)。

以上はその一節にすぎないが、これらを一瞥してみても、著者のなみなみならぬ力量と知識の深さを知るのである。商法は他の法律がそうであると同様、否それ以上に難解な法律である。これを變じて程度を落さずに興味深き、そしてわかり易い参考書たらしめたのは、何といつても數多き参考書中著者獨特のものである。

著者は「本書は商法全體にわたるテキストブックで、敘述は簡潔を旨としているから、當然にこれを基礎とする懇切な直接の講義あることを前提とする」といわれるが、本書を讀んで、このテキスト

ブックを左手に、直接の講義を著者に期待するのは一人私だけであろうか。(三八六頁、三七〇頁、文教堂出版株式會社)

(米津昭子)